平成２９年（フ）第５００号
さいたま市大宮区宮町１―34―１ステージグランデ306、破産手続開始時の住所さいたま市西区大字指扇1234番地６
破産者　岸浪　　聡
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８０４号
埼玉県志木市本町５丁目３番15―301号
破産者　白幡　航史
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
愛知県小牧市大字岩崎2180―74　エスポア小牧505号、開始決定時の住所愛知県小牧市大字岩崎471番地
破産者　岡田　洋二
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８５６号
愛知県豊田市御幸本町５丁目301－４、住民票上の住所名古屋市東区白壁２丁目16番38号ＮＤＳマンション白壁501号
破産者　日榮　伸一
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２４４号
愛知県あま市新居屋高島29番地　クレセントM205号
破産者　小野田充芳
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２８５号
名古屋市天白区焼山２丁目1805番地　フリーデ102、従前の住所名古屋市天白区平針南４丁目609番地　セジュール倉102号
破産者　米村　拓也
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５４２号
大阪市此花区高見１丁目５番46―1103号
破産者　吉田日出夫
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４号
兵庫県豊岡市栃江1017番地の１
破産者　吉田　正樹
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
奈良市富雄元町２丁目３番29―１号　上田ビル405号
破産者　加藤　弘喜
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７３号
島根県出雲市斐川町直江4858番地　Ｋ．斐川
破産者　梅谷　雅巳
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第２４３号
広島市安佐北区口田３丁目46番５号
破産者　福岡　英世
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９２号
広島市東区矢賀新町５丁目１番12―201号、開始決定時の住所広島市東区曙２丁目２番１号
破産者　炭本　　啓
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７６号
熊本市東区小山２丁目24番141号　グランディール小山Ⅱ―102
破産者　下村　孝子
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２９９号
鹿児島県鹿児島市伊敷１丁目22番16号
破産者　木原　　守
１　決定年月日　平成29年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８４号
青森市中佃１丁目６番３号
破産者　尾崎　真一
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
青森県三沢市平畑１丁目５番３号、開始決定時の住所青森県上北郡六戸町小松ケ丘３丁目77番地985　グランデール蔵司Ⅰ
破産者　西村　　敦
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第６５号
青森県上北郡おいらせ町苗振谷地32番地１
破産者　上野　良一
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第６９号
青森県三沢市下久保２丁目12番地20号
破産者　三好　尚子（旧姓長内）
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第５４号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡2711番地１　宏陽住宅203号、開始決定時の住所茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴９番地５
破産者　皆川　秀雄
１　決定年月日　平成29年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所